

平成26年7月16日策定
平成27年9月29日改定
平成28年8月8日改定
平成29年8月7日改定
令和元年6月7日改定
令和3年5月20日改定
令和3年10月11日改定
令和5年1月25日改定
令和6年1月17日改定
令和7年6月20日改定

避難情報発令の判断基準

1 洪水

(1) 洪水予報河川（北上川、雫石川及び中津川）

次のアからウの基準のほか、降雨や雨域の変化の状況、北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川洪水予報^{※1}、四十四田、御所、綱取各ダムの放流状況、地形条件その他の情報を含めて総合的に判断する。

発令対象範囲は、各河川の洪水浸水想定区域、北上川上流重要水防箇所調査書^{※2}等から検討する。必要に応じて、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所（以下「岩手河川国道事務所」という。）に助言を求める。

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合は発令の目安とする。

- (ア) 洪水予報基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川洪水予報^{※1}において引き続きの水位上昇が見込まれている場合
- (イ) 洪水予報基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
- (ウ) 洪水予報河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合
- (エ) 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
- (オ) 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

イ 【警戒レベル4】避難指示の発令

次の(ア)から(キ)のいずれかに該当する場合は発令の目安とする。

- (ア) 洪水予報基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合
- (イ) 北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川洪水予報^{※1}において、洪水予報基準水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
- (ウ) 洪水予報河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合
- (エ) 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
- (オ) 四十四田ダム、御所ダム又は綱取ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合
- (カ) 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- (キ) 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合

ウ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合は発令の目安とする。

- (ア) 洪水予報基準水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達した場合
- (イ) 洪水予報河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合
- (ウ) 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- (エ) 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合
- (オ) 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報（洪水））、消防団等からの報告等により把握できた場合）

【参考：洪水予報基準水位観測所一覧】

予報区域名	河川名	観測所名	観測所所在地	水防団待機水位 (m)	水防団準備水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	水防団出動水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	堤防天端高 (m)
北上川上流	北上川	館坂橋	盛岡市北夕顔瀬町	1.40	2.00	2.00	2.40	2.50	2.80	6.39
	北上川 雫石川	明治橋	盛岡市仙北一丁目	0.80	1.40	1.40	2.00	2.60	3.00	5.92
	中津川	山岸	盛岡市浅岸字大塚	1.80	1.80	2.20	2.20	2.40	2.70	3.89
雫石川	雫石川	太田橋	盛岡市中屋敷1	3.00	3.00	4.00	4.00	4.50	5.20	8.87

(2) 水位周知河川（築川、松川、北上川、諸葛川及び米内川）

次のアからウの基準のほか、降雨や雨域の変化の状況及び地形条件その他の情報を含めて総合的に判断する。

発令対象範囲は、各河川の洪水浸水想定区域、岩手県重要水防箇所調書^{※3}等から検討する。必要に応じて、県に助言を求める。

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- (ア) 水位周知を行う基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合
- (イ) 水位周知を行う基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合
 - ① 水位周知を行う基準水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
 - ② 水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合
 - ③ 水位周知を行う基準水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合
- (ウ) 堤防に漏水・侵食等が発見された場合

(エ) 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

イ 【警戒レベル4】避難指示の発令

次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する場合は発令の目安とする。

(ア) 水位周知を行う基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合

(イ) 水位周知を行う基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

① 水位周知を行う基準水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

② 水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合

③ 水位周知を行う基準水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合

(ウ) 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合

(エ) 築川ダムの管理者から、貯水池の水位がサーチャージ水位を超えると予想される旨の通知があった場合

(オ) 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

(カ) 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合

ウ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合は発令の目安とする。

(ア) 水位周知を行う基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）を越えた状態で、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達した場合

(イ) 水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）

(ウ) 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合

(エ) 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合

(オ) 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（河川管理者・消防団等からの報告により把握できた場合）

【参考：水位周知を行う基準水位観測所一覧】

河川名	観測所名	観測所所在地	水防団待機水位 (m)	水防団準備水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	水防団出動水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	堤防天端高 (m)
築川	葛西橋	盛岡市東中野字柳下 96	1.70	2.00	2.20	2.20	2.30	2.50	3.00
松川	古川橋	盛岡市好摩字小袋 38-5	1.50	2.10	2.50	2.50	2.70	3.10	4.10
北上川	船田橋	盛岡市下田字船綱 41-12	2.00	2.20	2.60	2.60	2.80	3.20	4.10
諸葛川	諸葛橋	盛岡市上厨川字杉原 114 地先	1.20	1.50	1.90	1.90	2.40	2.80	3.60
米内川	米内川	盛岡市下米内字伊勢沢地内	0.70	0.70	1.10	1.10	1.20	1.60	2.70

(3) その他河川（(1)及び(2)以外の河川）

次の(ア)から(ウ)の基準のほか、降雨や雨域の変化の状況、地形条件、消防団等からの避難の必要性に関する通報及び市民等からの浸水の発生に関する通報等を含めて総合的に判断する。

発令対象範囲は、各河川の特長や過去の浸水実績等から検討する。必要に応じて、岩手河川国道事務所及び県に助言を求める。

(ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合

(イ) 【警戒レベル4】避難指示の発令

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合

(ウ) 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）

2 土砂災害

降雨や雨域の変化の状況、地形条件、土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報^{※4}及び岩手県土砂災害警戒情報システムの土砂災害警戒判定情報^{※5}をいう。以下同じ。）その他の情報を含めて総合的に判断する。ただし、土砂災害警戒情報は、雨量に基づいて土砂災害発生の危険度を判定したもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではないので、可能な限り現地確認を行って判断する。

発令対象範囲は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域^{※6}、土砂災害特別警戒区域^{※7}及び土砂災害が発生する可能性のある箇所とする。

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

(ア) 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合

(イ) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

イ 【警戒レベル4】避難指示の発令

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

(ア) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合

(イ) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合

(ウ) 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

(エ) 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合

(オ) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

ウ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

(ア) 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合

(イ) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合

(ウ) 土砂災害の発生が確認された場合

3 火山災害

次のア及びイの基準のほか、火山活動の状況、積雪の状況、地形条件その他の情報を含めて総合的に判断する。

発令対象範囲は、融雪型火山泥流の影響範囲とする。

ア 高齢者等避難の発令

岩手山に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される、あるいは可能性が高まっている場合を発令の目安とする。

イ 避難指示の発令

岩手山に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合を発令の目安とする。

< 用語解説 >

※1 北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川洪水予報

岩手河川国道事務所及び盛岡地方気象台が共同で発表する北上川上流区域（北上川（館坂橋観測所及び明治橋観測所）、雫石川（明治橋観測所）及び中津川（山岸観測所））及び雫石川（太田橋観測所）における洪水のおそれの予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）

※2 北上川上流重要水防箇所調書

岩手河川国道事務所が作成する調書。北上川上流区域における堤防の決壊等の危険予想箇所をまとめたもの。

※3 岩手県重要水防箇所調書

県が作成する調書。県が管理する河川における堤防の決壊等の危険予想箇所をまとめたもの。

※4 土砂災害警戒判定メッシュ情報

1 kmメッシュごとに、土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を地図上に表示した情報であり、気象庁HPや防災情報提供システムで提供されている。避難に要する時間を確保するために、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。なお、土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。

※5 岩手県土砂災害警戒情報システムの土砂災害警戒判定情報

岩手県が示す情報。土砂災害警戒判定メッシュ情報の分布図に土砂災害警戒区域等のレイヤを重ねて表示したもの。

※6 土砂災害警戒区域

市民等の生命や身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、立ち退き避難の対象とすべき区域

※7 土砂災害特別警戒区域

市民等の生命や身体に危害が著しく生ずるおそれがあると認められ、立ち退き避難の対象とすべき区域